5.6 動物(重要な種及び注目すべき生息地)

動物相の状況、動物の重要な種及び注目すべき生息地を対象として、「工事の実施」及び「土地又は工作物の存在及び供用」におけるこれらへの影響について、調査、予測及び評価を行いました。

(1) 調査手法

哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、陸上昆虫類等(クモ類を含む)、底生動物、陸産貝類の動物相及び注目すべき生息地について調査しました。

調査は、文献その他の資料により生態に関する情報を整理するとともに、現地調査の情報から分布、生息の状況の整理及び解析を行いました。

調査地域は、陸域を主要な生息地とする種類(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、陸上昆虫類等(クモ類を含む)、陸産貝類)については、対象事業実施区域及びその周辺を対象とし、河川域を主要な生息地とする種類(哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・陸上昆虫類等(クモ類を含む)の一部及び魚類、底生動物)及び注目すべき生息地については、陸域の調査地域及び白川河口までとしました。

調査地点及び調査経路は生息種が把握できる地点又は経路としました。 動物の調査手法等を表 5.6-1に、調査内容を表 5.6-2に、調査地域を図 5.6-1に示します。

表 5.6-1(1) 動物の調査手法等(文献調査)

	調査すべき情報	調査手法	調査内容
哺乳類、鳥類、爬虫類、 両生類、魚類、陸上昆 虫類等(クモ類を含む)、底生動物及び陸 産貝類に係る動物相、 重要な種等	動物相の状況重要な種の分布重要な種の生息の状況重要な種の生息環境の状況	文献の収 集と整理	レッドデータ ブック、レッドリ スト、図鑑等の文 献を収集し、調査
注目すべき生息地の 分布並びに当該生息 地が注目される理由 である動物の種等	・注目すべき生息地の分布状況 ・注目される理由となる動物の種の生息 状況 ・注目される理由となる動物の種の生息 環境の状況	木し荘は	すべき情報につ いて整理しまし た。

表 5.6-1(2) 動物の調査手法等(現地調査:動物相)

		調査年 																						
項目	調査手法													H 12										
哺乳類	目撃法(無人撮影、バットディテクターによる調査を含む)、フィールドサイン法、トラップ法、捕獲法調査時期:春季、夏季、秋季、冬季調査時間帯:昼間、夜間				•				•	•	•	•	•		•	•			•			•		•
鳥類	ラインセンサス法、定位記録法、 任意観察法 調査時期:春季、夏季、秋季、冬 季 調査時間帯:早朝、昼間、夜間				•				•	•	•	•	•		•	•						•		•
爬虫類	捕獲法、目撃法 調査時期:春季、夏季、秋季、冬 季、早春季 調査時間帯:昼間				•					•	•	•	•		•	•						•		•
両生類	捕獲法、目撃法、鳴き声の確認 調査時期:春季、夏季、秋季、冬 季、早春季 調査時間帯:昼間				•					•	•	•	•		•	•						•		•
魚類	捕獲法等 調査時期:春季、夏季、秋季、冬 季 調査時間帯:昼間、夜間	•	•	•		•	•	•			•			•		•		•						•
陸上昆虫類等 (クモ類を含む)	任意採集法、ライトトラップ法、 ピットフォールトラップ法、目撃 法 調査時期:春季、夏季、秋季、冬 季、早春季 調査時間帯:昼間、夜間				•				•	•	•	•	•		•	•						•		•
底生動物	採集法(定量採集、定性採集) 調査時期:春季、夏季、秋季、冬 季、早春季 調査時間帯:昼間	•	•	•		•	•	•			•			•	•	•								•
陸産貝類	採集法(定量採集、定性採集) 調査時期:夏季、秋季、冬季 調査時間帯:昼間								•	•							•		•	•	•		•	

表5.6-1(3) 動物の調査手法等(現地調査:重要な種)

	L									調	查	Ŧ											
	項目	調査方法										H 16											
	コウモリ類	捕獲法、目撃法(バットディテクターによる調査を含む)、ねぐら調査 調査時期:春季、夏季、秋季、 冬季、早春季 調査時間帯:昼間、夜間								•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	ホンドテン	捕獲法、目撃法、フィールドサイン法、追跡調査 調査時期:春季、夏季、秋季、 冬季、早春季 調査時間帯:昼間、夜間										•	•	•	•								
哺	シコクカヤネ ズミ	目撃法 調査時期:冬季 調査時間帯:昼間									•												
乳類	カワネズミ	捕獲法、目擊法(無人撮影) 調査時期:夏季、早春季 調査時間帯:昼間、夜間																•	•				
	樹上性哺乳類	目撃法(巣箱及び無人撮影) 調査時期:春季、秋季、冬季 調査時間帯:昼間、夜間																•	•				
	スミスネズミ、 ハタネズミ、モ グラ類 (サイゴ クジネズミ)	捕獲法 調査時期:春季、夏季 調査時間帯:昼間、夜間																	•				
	樹洞性コウモ リ	捕獲法、目撃法(バットディテクターによる調査を含む) 調査時期:夏季、秋季 調査時間帯:夜間																	•				
	猛禽類	定位記録法 調査時期:春季、夏季、秋季、 冬季、早春季 調査時間帯:昼間			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
鳥類	夜行性猛禽類 (フクロウ類)	定位記録法、ラインセンサス法 調査時期:春季、夏季、冬季、 早春季 調査時間帯:夜間							•	•													
枳	カワガラス	定位記録法、任意観察法 調査時期:春季、夏季、秋季、 冬季、早春季 調査時間帯:昼間	•	•							•												
	ヒクイナ、コシ アカツバメ	任意観察法 調査時期:春季 調査時間帯:昼間																	•				
	ニホンスッポン	捕獲法(カメトラップ) 調査時期:春季、夏季、秋季 調査時間帯:昼間、夜間								•													
虫類	カメ類	捕獲法(カメトラップ)、目撃 法 調査時期:夏季 調査時間帯:昼間、夜間																	•				
同 生	ニホンアカガ エル	捕獲法、目撃法 調査時期:早春季 調査時間帯:昼間											•										
類	カジカガエル	目撃法、鳴き声の確認 調査時期:夏季 調査時間帯:昼間、夜間									•												

表 5.6-1(4) 動物の調査手法等(現地調査:重要な種)

													查:									
	項目	調査方法		H 7						H 14												
魚類	ニホンウナギ	捕獲法、目撃法 調査時期:夏季、秋季 調査時間帯:昼間、夜間	0	,	3	10	1 1	12	10	14	2	10	1 7	0	1	•	۷.	 N N	t V	2	20	21
	キムラグモ類	ピットフォールトラップ法 調査時期: 秋季 調査時間帯: 昼間、夜間									•											
	アオハダトンボ、セス ジゲンゴロウ、ホソセ スジゲンゴロウ、トラ フコメツキ、ハラグロ オオテントウ	任意採集法 ライトトラップ法 調査時期:春季、夏季、 秋季、早春季 調査時間帯:昼間、夜間											•									
陸上昆虫	ヒョウモンチョウ類	任意採集法 調査時期:夏季、秋季 調査時間帯:昼間														•						
類等	カヤコオロギ、イナゴ モドキ、アカシジミ、 カラスシジミ、ナカネ ダルマガムシ	任意採集法 調査時期:春季、夏季、 秋季 調査時間帯:昼間																•				
	ヤホシホソマダラ、オオセイボウ、トゲアリ、ヤマトアシナガバチ、スギハラベッコウ、フジジガバチ、クロマルハナバチ、キバラハキリバチ	任意採集法 調査時期:夏季、秋季 調査時間帯:昼間																		•		
医生動物	マシジミ、アンナンデ ールヨコエビ、クチキ トビケラ	採集法(定性採集) 調査時期:冬季、早春季 調査時間帯:昼間													•							
陸産貝類	陸産貝類	採集法(定量採集、定性 採集) 調査時期:夏季、秋季、 冬季 調査時間帯:昼間													•	•			•		•	

表 5.6-1(5) 動物の調査手法等(現地調査:注目すべき生息地)

		調査年																			
項目	調査方法	Н	Н	Н	Н	Η	Н	Н	Н	Н	Н	Н	Н	 	 	1 1	Н	Н	Н	Η	Н
		6	7	9	10	11	12	13	14	15	16	17	181	92	02	12	223	324	25	26	27
底魚 生類 動・ 能本市白川・緑川 (海洋動物)	採集法(定量採集、定 河口 性採集) 調査時期:夏季、冬季 調査時間帯:昼間																				•

表 5.6-2(1) 動物の調査内容(動物相)

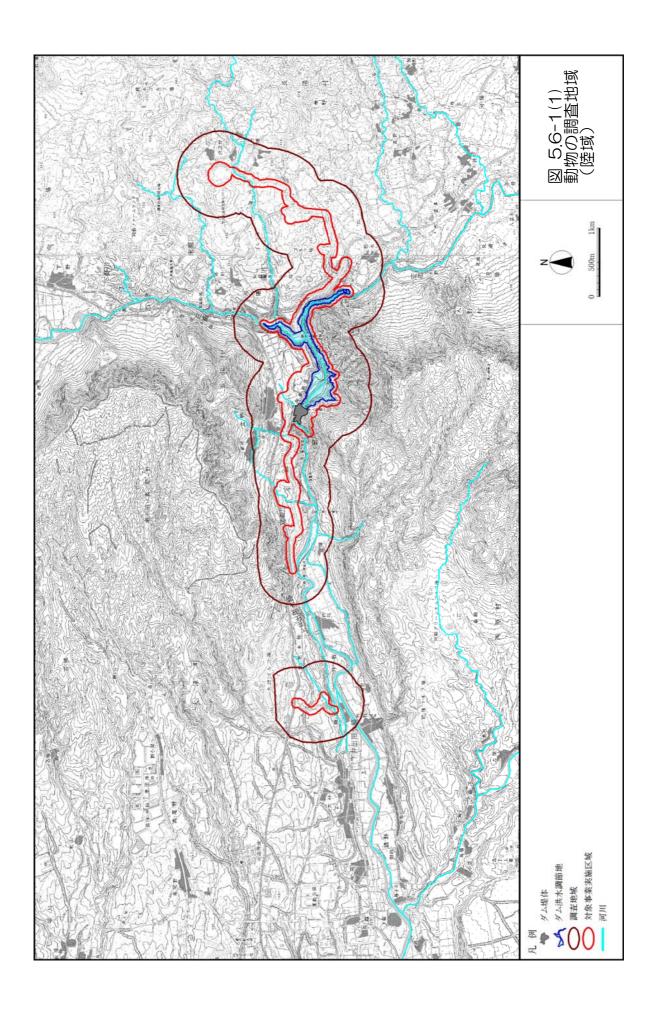
調査すべき情報	現地調査の内容
	調査ルートを踏査し、実個体を確認する目撃法(赤外線センサーを用いた無人撮影及
	びバットディテクターによる調査を含む。)、フィールドサイン(食痕、糞、巣等)に
哺乳類	より確認するフィールドサイン法、ネズミ用トラップ等を用いてネズミ類等の小型哺乳
	類を捕獲するトラップ法及びコウモリ類を網で捕獲し実個体を確認する捕獲法により
	行いました。
	調査ルートを踏査し、出現した鳥類を記録するラインセンサス法、調査定点で出現し
鳥類	た鳥類を記録する定位記録法により行いました。また、任意観察として、上記以外で鳥
	類が確認された場合も記録しました。
 爬虫類	調査ルートを踏査し、手網やカメトラップによる捕獲及び目視により、実個体、抜け
WAX.	殻等の確認を行いました。
 両牛類	調査ルートを踏査し、手網等による捕獲、目視及び鳴き声の確認により、実個体、卵
岡工衆	塊等の確認を行いました。
魚類	調査地点を設定し、投網、刺網、手網、セルビン、はえなわ等による捕獲により行い
杰 双	ました。また、適宜、陸上からの目視観察及び潜水観察による目視確認を行いました。
	調査地点及び調査ルートを設定し、ビーティング、スウィーピング及び見つけ採りに
陸上昆虫類等	よる任意採集法、走光性昆虫を採集するライトトラップ法及び地表性昆虫を採集するピ
(クモ類を含む)	ットフォールトラップ法により行いました。また、チョウ類、トンボ類等の大型の昆虫
	については、目視により確認する目撃法も行いました。
	調査地点において 25cm 及び 50cm 四方のコドラートを設置し、コドラート内の底
底生動物	生動物をサーバーネットで採集する定量採集、手網を用いて水生植物の水際や瀬、淵等
	を任意に採集する定性採集により行いました。
 陸産貝類	調査地点において 1m 四方のコドラートを設置し、コドラート内の陸産貝類を採集す
<u> </u>	る定量採集、さまざまな場所で任意に採集する定性採集により行いました。

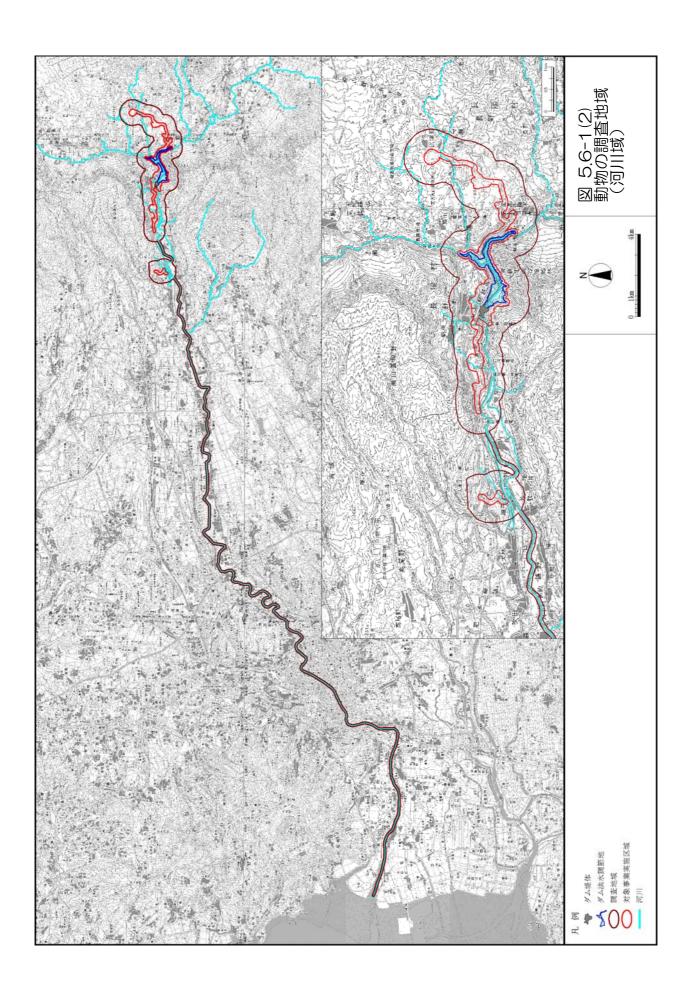
表 5.6-2(2) 動物の調査内容(重要な種)

	調査すべき情報	現地調査の内容
	コウモリ類	設定した地点において、目視や捕獲による確認により、実個体の生息の有無を確認しました。また、バットディテクターによるコウモリ類の発する超音波の確認により、生息の有無を確認しました。さらに、踏査により、コウモリ類のねぐらの有無を確認しました。
	ホンドテン	設定した地点、ルートにおいて、トラップを用いた捕獲確認、目撃法、フィールドサインにより生息の状況を確認しました。また、捕獲した個体に発信器を装着した後に放逐し、受信機を用いて追跡調査を実施しました。
n ±	シコクカヤネズミ	河川沿いを任意に踏査し、巣の確認により、生息の有無を確認しました。
哺乳類	カワネズミ	設定した地点において、トラップを用いた捕獲確認、目撃法(無人撮影) により生息の状況を確認しました。
	樹上性哺乳類	設定した地点において、目撃法(巣箱及び無人撮影)により生息の状況を 確認しました。
	スミスネズミ、ハタネ ズミ、モグラ類(サイ ゴクジネズミ)	設定した地点において、トラップを用いた捕獲確認により生息の状況を確認しました。
	樹洞性コウモリ	設定した地点において、トラップを用いた捕獲確認、目撃法(バットディテクターによる調査を含む)により生息の状況を確認しました。
	猛禽類	定位記録法及び踏査により、生息の状況を確認しました。
	夜行性猛禽類(フクロ ウ類)	設定した地点において、夜間の定位記録法を行い、実個体、鳴き声等の確認により生息の有無を確認しました。また、営巣の可能性の高い地域において、踏査による巣立ち雛の確認により繁殖の有無を確認しました。
鳥類	カワガラス	設定した地点において、鳴き声、実個体等の確認により、営巣の有無を確認しました。また、河川沿いを任意に踏査し、目視や鳴き声により、生息の有無を確認しました。
	ヒクイナ、コシアカツ バメ	設定したエリアを任意に踏査し、実個体、鳴き声等の確認により生息の有無を確認しました。

表 5.6-2(3) 動物の調査内容(重要な種・注目すべき生息地)

	-, -,	0 2(0)	- 初心の過程では、主女は怪。江口すべて工心心が
	調査すべき愉	青報	現地調査の内容
爬	ニホンスッオ	パン	設定した地点において、カメトラップでの捕獲による実個体の確認により、 生息の有無を確認しました。
虫類	カメ類		設定した地点において、カメトラップでの捕獲による実個体の確認により、 生息の有無を確認しました。また、設定したエリアを任意に踏査し、実個体 の確認により生息の有無を確認しました。
両生類	ニホンアカカ	ブエル	設定したエリアを任意に踏査し、目視や捕獲により、生息の有無を確認し ました。
類	カジカガエル	V	河川沿いを任意に踏査し、目視や鳴き声により生息の有無を確認しました。
魚類	ニホンウナキ	<u> </u>	設定した地点において、どう・延縄により捕獲調査を実施しました。また、 捕獲調査とは別に、透明度の高い水域(事業実施区域)において潜水目視観 察を実施しました。
	キムラグモ類		設定した地点において、ピットフォールトラップによる実個体の確認により、生息の有無を確認しました。トラップの設置期間は 2 日間としました。トラップの設置地点は、本種のものと想定される巣の確認地点周辺としました。トラップの設置数は、1 地点 10 個程度としました。
n+	アオハダトンジゲンゴロワスジゲンゴロフコメツキ、オオテントウ	ウ、ホソセ コウ、トラ ハラグロ	設定したエリアにおいて、任意採集法を行いました。また、6 地点においてライトトラップを設置し、飛来した昆虫を採集しました。
陸 上 昆	ヒョウモンチ	チョウ類	本種の生息に適した草地環境を重点的に踏査し、捕虫網を使用した任意採 集法を行いました。
陸上昆虫類等	カモカダ ボトハガバチ カモカッツ ダーカッツ グラック かっかい かっかい かっかい かっかい かっかい かっかい かっかい かっか	カシ、アドウンションションション・カン・カー・アン・カー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	設定したエリアを任意に踏査し、任意採集法を行いました。
底生動物	マシジミ、フールヨコエビ		設定した地点において、各種を対象とした定性採集法を実施しました。マシジミの採集は、各調査地点でタモ網、サデ網等を使って採集を行いました。アンナンデールヨコエビについては、瀬と淵で採集したため、環境に合わせて調査手法を選定しました。瀬では、タモ網、サデ網を使って採集を行い、淵では水底付近で採集するために潜水作業によりタモ網、サーバーネットを使って採集を行いました。クチキトビケラの採集は、各調査地点でタモ網、サデ網等を使って採集を行いました。シジミ類は採取後、DNA分析により種判別を行いました。
陸産貝類	陸産貝類		定量採集法は、調査地点において 1m 四方のコドラートを設置し、枠内の落枝・落葉を採集し持ち帰り、後日、実体顕微鏡等を用いて同定を行いました。定性採集法は、各採集地点において、大樹の根元・礫間・落葉の中などで、個体を目視、ピンセット、ルーペ等を使用した任意採集法により確認しました。同定可能な種は現地で記録するとともに、現地で同定が困難な微小貝類については持ち帰り、後日、実体顕微鏡等を用いて同定を行いました。
注生日	熊本市白	魚類	調査地点を設定し、投網、刺網、手網、はえなわ等による捕獲により行いました。
生息地	川・緑川河 □(海洋動物)	底生動物	調査地点において 30cm 四方のコドラートを設置し、コドラート内の底生動物を採集する定量採集、手網を用いて水生植物の水際や干潟等を任意に採集する定性採集により行いました。





(2) 調査結果

動物の調査結果を表 5.6-3~4に示します。

対象事業実施区域及びその周辺における現地調査の結果確認された種数及び現地調査で確認された重要な種の種数を表 5.6-3に、注目すべき生息地を表 5.6-4に示します。

10.0			こ性数次と主	文化性等性数
項目	現地調	査で確認され	た種	重要な種
哺乳類	7目	12科	25 種	11 種
鳥類	15目	45科	161種	47 種
爬虫類	2目	7科	12種	2種
両生類	2目	5科	12種	7種
魚類	13目	25 科	65 種	18種
陸上昆虫類等	24目	375 科	3,175 種	79 種
底生動物	46目	173 科	420 種	29 種
陸産貝類	4 目	18科	58 種	21 種
			重要な	(種の合計:214種

表 5.6-3 現地調査で確認された種数及び重要な種の種数

- 注) 重要な種の選定根拠は、以下のとおりです。
 - ・文化財保護法(昭和25年法律第214号)、熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)、熊本市文化財保護条例(昭和42年熊本市条例第19号)、大津町文化財保護条例(昭和41年大津町条例第23号)、菊陽町文化財保護条例(昭和53年菊陽町条例第16号)及び南阿蘇村文化財保護条例(平成17年条例第92号)に基づき指定された天然記念物
 - ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づき定められた国内希少野生動植物種
 - ・熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成16年条例第19号)に基づき定められた希少野生動植物種
 - 「環境省レッドリスト2017の公表について」(環境省 平成29年3月)の掲載種
 - •「熊本県の保護上重要な野生動植物-レッドリストくまもと 2014-」(熊本県希少野 生動植物検討委員会 平成26年7月)の掲載種
 - その他専門家等により指摘された重要な種

表 5.6-4 現地調査で確認された注目すべき生息地

項目	生息地名
生息地	熊本市白川•緑川河口(海洋動物)

- 注) 注目すべき生息地の選定根拠は、以下のとおりです。
 - ・文化財保護法・条例:文化財保護法(昭和25年法律第214号)、熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)、熊本市文化財保護条例(昭和42年熊本市条例第19号)、大津町文化財保護条例(昭和41年大津町条例第23号)、菊陽町文化財保護条例(昭和53年菊陽町条例第16号)、久木野村文化財保護条例(昭和50年久木野村条例第10号)及び長陽村文化財保護条例(昭和51年長陽村条例第11号)に基づき指定された天然記念物
 - ・生息地等保護区:熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成16年条例第 19号)に基づき定められた生息地等保護区
 - •「熊本県の保護上重要な野生動植物-レッドリストくまもと 2014-」(熊本県希少野生動植物検討委員会 平成26年7月)の掲載地
 - その他専門家等により指摘された重要な生息地

(3) 予測手法

1) 予測対象種

予測対象種は、現地調査で確認された重要な種及び注目すべき生息地のうち、現地調査において調査地域内で確認された種及び生息地と、調査地域外のみで確認された種で生息の可能性があると専門家の指摘があった種*1としました。なお、本書第3章の自然的状況の調査範囲内で文献等により確認された種のうち現地調査で確認されなかった種、確認位置が不明な種及び一時的に飛来した可能性が高い種については、予測対象種から除外しました。

その結果、予測対象種は、哺乳類11種、鳥類44種、爬虫類2種、両生類7種、魚類16種、陸上昆虫類等71種、底生動物28種、陸産貝類11種、合計190種、注目すべき生息地は1生息地となりました。

2) 影響要因と予測の考え方

予測対象とする影響要因と環境影響の内容を表 5.6-5に、動物の重要な種への影響予測の考え方を図 5.6-2に示します。

影響要因は、「直接改変」と「直接改変以外」に区分しました。

予測にあたっては、重要な種の確認地点、生息環境等を、各々事業計画と 重ね合わせることにより、重要な種の生息環境の変化の程度及び重要な種へ の影響を予測しました。

なお、「直接改変」による生息環境の消失又は改変については、「工事の実施」と「土地又は工作物の存在及び供用」のいずれの時点において生ずる影響であっても、動物の生息個体の死滅や生息基盤の消失という観点からは違いはないと考えられます。また同様に直接改変以外の影響としてあげた改変区域あるいは土地又は工作物付近の環境の変化による生息環境の変化については、影響が及ぶと想定される範囲に違いはないと考えられます。これらのことから、重要な種の予測では、直接改変及び直接改変以外の影響について、「工事の実施」と「土地又は工作物の存在及び供用」には分けずに予測しました。

また、直接改変以外の環境影響を予測するに当たり、直接改変の生息環境の変化による影響が及ぶと想定する改変区域付近として、一般的に生息基盤である樹林環境等に影響が生じるとされる直接改変区域から約50mの範囲としました。

ダムの供用及びダム洪水調節地の一時的な存在については、ダム供用後のみに生じる現象であるため、「土地又は工作物の存在及び供用」として扱いました。

^{*1} 哺乳類:1種、陸上昆虫類等:3種

表 5.6-5 予測対象とする影響要因と環境影響の内容

影響要因		環境影響の内容
	直接改変	生息環境、確認地点の消失又は改変
工事の実施	直接改変以外	・改変区域付近の環境の変化による生息環境の変化・工事の実施に伴う水質の変化による生息環境の変化
	直接改変	生息環境、確認地点の消失又は改変
土地又は 工作物の存在 及び供用	直接改変以外	・土地又は工作物付近の環境の変化による生息環境の変化・ダム下流河川の冠水頻度の変化による生息環境の変化・ダム下流河川の河床高及び河床構成材料の変化による生息環境の変化・ダム下流河川の水質の変化による生息環境の変化

3) 予測地域及び予測対象時期

予測地域は、調査地域と同様としました。

予測対象時期は、重要な種の生態情報(繁殖時期や繁殖場所など)を考慮 し、工事期間の環境影響を的確に把握できる時期及びダムの供用開始後の環 境影響を的確に把握できる時期としました。

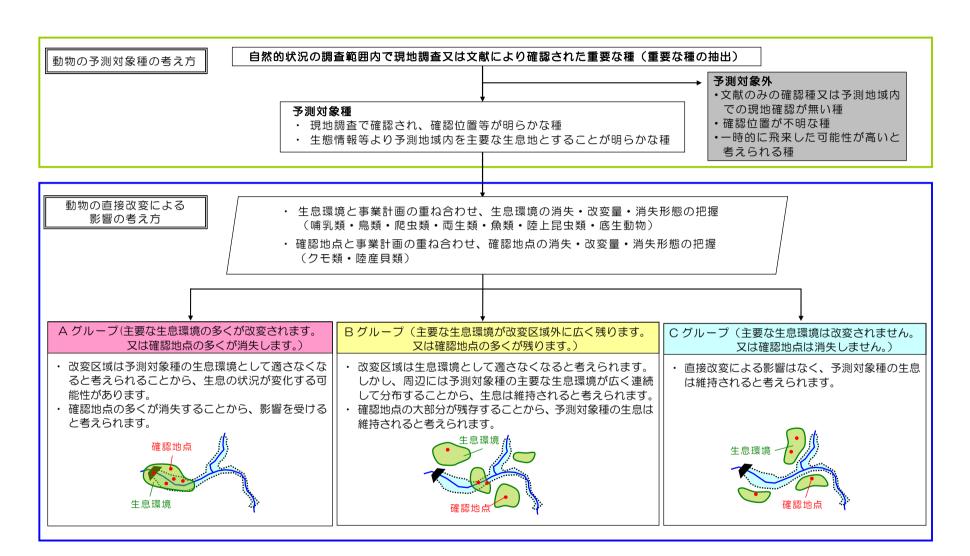


図 5.6-2(1) 動物への影響予測の考え方(直接改変)

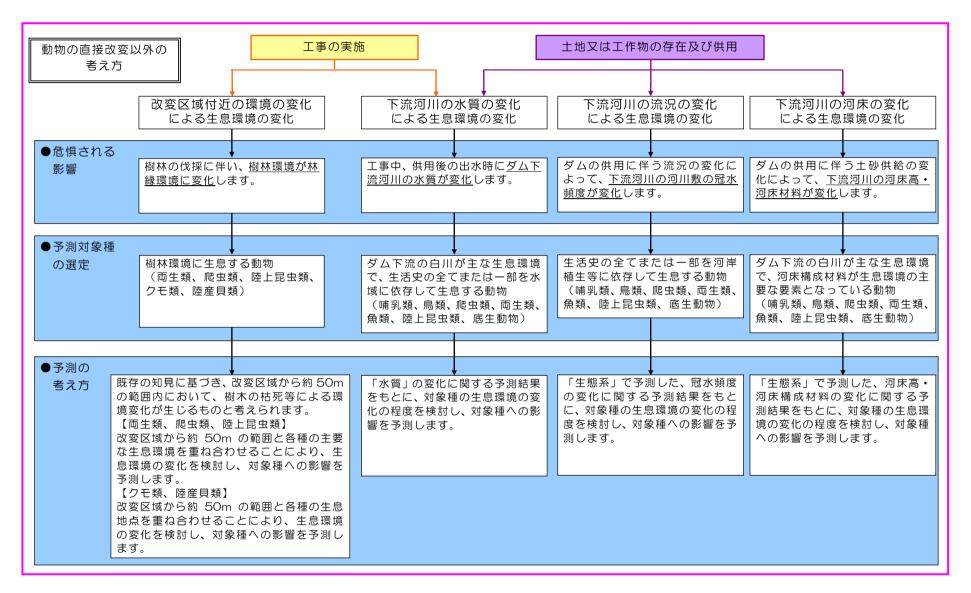


図 5.6-2(2) 動物への影響予測の考え方(直接改変以外)

(4) 予測結果

動物の予測結果を、表 5.6-6に示します。

表 5.6-6(1) 動物の予測結果(重要な種)

	衣 3.0-0(1) 動物の予測結果(里多	という主ノ	
	項目	予測結果	環境保全 措置の 検討
		A グループ 主要な生息環境の多くが 改変されます。又は確認地 点の多くが消失します。	1203
	哺乳類:コキクガシラコウモリ(1 種) 陸産貝類:オオスミビロウドマイマイ、シメクチマイマイ(2 種)	対象事業の実施により、改変区域は本種の生息環境として適さなくなると息の状況が変化する可能性があります。又は確認地点の多くが消失することから、影響を受けると考えられます。	0
直接改変	哺乳類:サイゴクジネズミ、モウェリ、コンウムナササチ(10種) カインウモリ、テングスで、ボンド・トロウシュンカササチ(10種) 鳥類:ササゴイタカ、ツミ、ハイタカ、タマシギ、オカルチド、フクロウ、アカットが、カカ、ツッドリ、カカ、カカ、ツッドリ、カカ、カカ、ツッドリ、カカ、カカ、カウロウ、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカ、カウで、カカンカが、カウが、カウが、カウが、カウが、カウが、カウが、カウが、カウが、カウが、カ	B主域確す 対変適ま種くか考点とさ B主域確す 対変適ま種くか考点とさ の生ないないはすがのの生ながないないないでは、 のの生ながないではすがのらるのの生ながないでは、 をはくしまま分種えいがのらるがのらるがです。 の生ながないではずがのらるがのられる。 をはくしままのではできまがのられる。 をはま 改てれ本広とと地こ持	

注) 〇:環境保全措置の検討を行う項目を示します。

- : 環境保全措置の検討を行わない項目を示します。

表 5.6-6(2) 動物の予測結果(重要な種)

環境保全措置の検討 高類: クロツラヘラサギ、ツクシガモ、シロチドリ、ハマシギ、オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、ズグロカモメ、コアジサシ(8種) 爬虫類: ニホンスッポン(1種) 魚類: ドジョウ、アリアケシラウオ、ミナミメダカ、ガンテンイショウジ、スズキ、カワアナゴ、タピラクチ、ムツゴロウ、トビハゼ、ヒモハゼ、エドハゼ、ハゼクチ、アシシロハゼ、マサゴハゼ、ショウキハゼ(15種) 陸上昆虫類等: キノボリトタテグモ(1種) 陸生昆虫類等: キノボリトタテグモ(1種) 底生動物: ヒロクチカノコガイ、フトヘナタリガイ、サザナミツボ、クリイロカワザンショウガイ、ウミゴマツボ、クレハガイ、クチバガイ、テリザクラガイ、ウネナシトマヤガイ、ヤマトシジミ、ハマグリ、ハナグモリガイ、イトメ、ヒガタスナホリムシ、アリアケモドキ、オサガニ、ハクセンシオマネキ、ヒメアシハラガニ、クシテガニ、ヒメケフサイリガニ、グンバイトンボ、ナゴヤサナエ、ヨコミゾドロムシ(23種) 陸産員類: キセルガイモドキ、カドヒメベッコウ、カサネシタラガイ(3種)	2, 0,0 0,0 0,0 0,0 0,0 0,0 0,0 0,0 0,0 0			
オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、ズグロカモメ、コア ジサシ (8種) に虫類: ニホンスッポン (1種) 魚類: ドジョウ、アリアケシラウオ、ミナミメダカ、ガンテンイ ショウジ、スズキ、カワアナゴ、タピラクチ、ムツゴロウ、トビハゼ、ヒモハゼ、エドハゼ、ハゼクチ、アシシロハゼ、マサゴハゼ、ショウキハゼ (15種) 陸上昆虫類等: キノボリトタテグモ (1種) 底生動物: ヒロクチカノコガイ、フトヘナタリガイ、サザナミツボ、クリイロカワザンショウガイ、ウミゴマツボ、クレハガイ、クチバガイ、テリザクラガイ、ウネナシトマヤガ、ガイ、クチバガイ、テリザクラガイ、イトメ、ヒガタスナホリムシ、アリアケモドキ、オサガニ、ハクセンシ オマネキ、ヒメアシハラガニ、クシテガニ、ヒメケフサイソガニ、グンバイトンボ、ナゴヤサナエ、ヨコミゾドロムシ (23種) 陸産貝類: キセルガイモドキ、カドヒメベッコウ、カサネシタラ		項目	予測結果	措置の
・	改	オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、ズグロカモメ、コアジサシ(8種) 爬虫類:ニホンスッポン(1種) 魚類:ドジョウ、アリアケシラウオ、ミナミメダカ、ガンテンイショウジ、スズキ、カワアナゴ、タビラクチ、ムツゴロウ、トビハゼ、ヒモハゼ、エドハゼ、ハゼクチ、アシシロハゼ、マサゴハゼ、ショウキハゼ(15種) 陸上昆虫類等:キノボリトタテグモ(1種) 底生動物:ヒロクチカノコガイ、フトヘナタリガイ、サザナミツボ、クリイロカワザンショウガイ、ウミゴマツボ、クレハガイ、クチバガイ、テリザクラガイ、ウネナシトマヤガイ、ヤマトシジミ、ハマグリ、ハナグモリガイ、イトメ、ヒガタスナホリムシ、アリアケモドキ、オサガニ、ハクセンシオマネキ、ヒメアシハラガニ、クシテガニ、ヒメケフサイソガニ、グンバイトンボ、ナゴヤサナエ、ヨコミゾドロムシ(23種) 陸産貝類:キセルガイモドキ、カドヒメベッコウ、カサネシタラガイ(3種)	主要な生息環境は改変されません。又は確認地点は消失しません。 直接改変による影響はなく、本種の生息は維持	

注) - : 環境保全措置の検討を行わない項目を示します。

表 5.6-6(3) 動物の予測結果(重要な種)

	項目	予測結果	環境保全 措置の 検討	
改変区域付近の	陸産貝類: クマモトアツブタムシオイガイ、シメクチマイマイ(2種)	【改変区域付近の環境の変化】 化による生息環境の変化】 対象事業の実施による改変 区域付近の環境の変化の影響が予測されることから、 本種は影響を受ける可能性 があると考えられます。	0	
直接改変以外直接改変化による生息環境の変化	爬虫類:タカチホヘビ(1種) 両生類:アカハライモリ、ニホンヒキガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、カジカガエル(6種) 陸上昆虫類等:ウラゴマダラシジミ、ウラジロミドリシジミ、アカシジミ、カラスシジミ、オオムラサキ、オナガミズアオ、コシロシタバ、ハマダラハルカ、マイマイカブリ、ヒコサンオオズナガゴミムシ、アカマダラセンチコガネ、クロカナブン、タマムシ、トラフコメツキ、ハラグロオオテントウ、エゾナガヒゲカミキリ、ヒトオビチビカミキリ、トゲアリ、キムラグモ類、キノボリトタテグモ(20種) 陸産貝類:ゴマオカタニシ、キセルガイモドキ、カタギセル、アメイロギセル、トサギセル、ピルスブリギセル、カドヒメベッコウ、カサネシタラガイ、オオスミビロウドマイマイ(9種)	【改変区域付近の環境の変化による生息環境の変化】 対象事業の実施による改変区域付近の環境の変化は小さいことから、本種の生息は維持されると考えられます。	ı	

注)〇:環境保全措置の検討を行う項目を示します。

- : 環境保全措置の検討を行わない項目を示します。

表 5.6-6(4) 動物の予測結果(重要な種)

環境保					
項目					
		該当種なし	【下流河川の水質の変化による生息環境の変化】 ダム下流河川の水質の変化 による生息環境の変化が予 測されることから、本種は 影響を受ける可能性があり ます。	ı	
直接改変以外	水質の変化による生息環境の変化	哺乳類:モモジロコウモリ、スタチ (4種) (4種) (4種) (4種) (4種) (4種) (4種) (4種)	【下流河川の水質の変化による生息環境の変化】 ダム下流河川の水質の変化による生息環境の変化は小さいことから、本種の生息は維持されると考えられます。		
	冠	該当種なし	【下流河川の冠水頻度の変化】 化による生息環境の変化】 ダム下流河川の冠水頻度の変化による生息環境の変化が予測されることから、本種は影響を受ける可能性があります。	-	
	水頻度の変化	哺乳類:シコクカヤネズミ、ホンドイタチ(2種) 鳥類:ササゴイ、クロツラヘラサギ、ツクシガモ、ミサゴ、 ヒクイナ、タマシギ、イカルチドリ、シロチドリ、ハ マシギ、オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、ズグロ カモメ、コアジサシ、アカショウビン、カワガラス (15種) 爬虫類:ニホンスッポン(1種) 両生類:カジカガエル(1種) 魚類:ミナミメダカ(1種) 陸上昆虫類等:アオハダトンボ、クロヒバリモドキ、フクロ クヨコバイ、ハイイロボクトウ、ヤマトヒメメダカカ ッコウムシ(5種) 底生動物:フトヘナタリガイ、クリイロカワザンショウガイ、 ウスイロオカチグサガイ、クシテガニ(4種)	【下流河川の冠水頻度の変化による生息環境の変化】 ダム下流河川の冠水頻度の変化による生息環境の変化による生息環境の変化は小さいことから、本種の生息は維持されると考えられます。	_	

注)-:環境保全措置の検討を行わない項目を示します。

表 5.6-6(5) 動物の予測結果(重要な種)

		- > · · · · · ·	
	項目	予測結果	環境保全 措置の 検討
	該当種なし	【下流河川の河床の変化による生息環境の変化】 ダム下流河川の河床高・河 床構成材料の変化による生 息環境の変化が予測される ことから、本種は影響を受 ける可能性があります。	_
直接改変以外河床高・河床構成材料の変化	哺乳類:ホンドイタチ(1種) 鳥類:ササゴイ、クロツラヘラサギ、ツクシガモ、ミサゴ、イカルチドリ、シロチドリ、ハマシギ、オオソリハシシギ、ダイシャクシギ、ズグロカモメ、コアカショウビン、カワガラス(13種) 爬虫類:ニホンスッポン(1種) 両生類:カジカガエル(1種) 魚類:ニホンウナギ、ドショコ・ドローグ・ドローグ・カリカリン・カリカリン・カリカリン・カリカリン・カリカリカリン・カリカリカリが、アリアケシラウオ、アナゴドウルゼ、ハゼ、カチ、カリガン・カリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリカリ	【下流河川の河床の変化による生息環境の変化】 ダム下流河川の河床高・河 床構成材料の変化による生 息環境の変化は小さいこと から、本種の生息は維持さ れると考えられます。	_

注) 一:環境保全措置の検討を行わない項目を示します。

表 5.6-6(6) 動物の予測結果(注目すべき生息地)

我 0.0 0(0) 動物の子 肉間木(左目 9 、色土心地)				
項目			予測結果	環境保全 措置の 検討
	直接改変		主要な生息環境は改変されません。 直接改変による影響はなく、生息環境は維持されると考え られます。	_
熊本市白川・	直接改変 以外	水質の変化 による生息 環境の変化	【下流河川の水質の変化による生息環境の変化】 ダム下流河川の水質の変化による生息環境の変化は小さい ことから、生息環境は維持されると考えられます。	_
緑川河口 (海洋動物)		冠水頻度の変化	【下流河川の冠水頻度の変化による生息環境の変化】 ダム下流河川の冠水頻度の変化による生息環境の変化は小 さいことから、生息環境は維持されると考えられます。	_
		河床高・河床 構成材料の 変化	【下流河川の河床の変化による生息環境の変化】 ダム下流河川の河床高・河床構成材料の変化による生息環 境の変化は小さいことから、生息環境は維持されると考え られます。	_

注)-:環境保全措置の検討を行わない項目を示します。

(5) 環境保全措置

対象事業の実施により動物(哺乳類、陸産貝類)の重要な種に対して影響があると予測されました。このため、表 5.6-7に示す環境保全措置を実施します。

表 5.6-7 動物の重要な種の環境保全措置

項目環境影響		環境保全措置 の方針 環境保全措置		環境保全措置の 効果	
哺乳類	コキクガ シラコウ モリ (1種)	ダム堤体及びダム洪水 調節地の出現により、 本種の主要なねぐら (集団越冬地)である 試掘坑が消失し、本種 の生息に適さなくなり ます。	ねぐらとなる環境 を改善・創出する ことにより事業の 影響を低減しま す。	〇ねぐら環境の改善及び 創出 対象種の生息に適した ねぐら(トンネル等洞窟 状の構造)を整備・創出 し、本種の利用及び定着 を期待します。	改変なでです。 ででです。 での消失を と ででです。 を で で で で で き え ら に た で で す る り に り に り で う で り れ り に り に り に り に り に り に り に り り り り
陸産貝類	クアムガスウマクマ マツシイミドイチイ イオロイメイ (3種)	直接改変により、確認 地点の多くが消失し ます。また、直接改変 以外の影響(改変区域 付近の環境の変化)に より、確認地点の多く が消失する可能性が あります。	移植を行うことに より事業の影響を 低減します(選択 取は対象種や生態 環境への影響が大 きいことから、生息 基盤である落葉・落 枝ごと移植を行い ます)。	〇直接改変の影響を受け る個体の移植 直接改変の影響を受け る個体が確認された地点 周辺において、陸産貝類 の生息基盤である落葉・ 落枝を採取し、生息適地 に移植します。	移植により種の保 全を図るものであ り、直接改変による 影響を低減する効果 が期待できます。

(6) 環境配慮事項

事業の実施にあたっては、表 5.6-8に示した点に配慮します。

表 5.6-8 環境配慮事項

	西 口	
	項 目	摘要
		低騒音・低振動の工法、又は発破音を低減することなどにより、事業に
	騒音・振動の影響の抑制	おける騒音・振動の発生を抑え、動物の生息に与える影響を極力低減し
		ます。低騒音・低振動型建設機械の使用を原則とします。
		工事では刺激を与えない色彩などを採用し、夜間照明については方向、
	視覚に対する配慮	照度に配慮するなど、動物の生息に与える影響がより小さくなると考え
		られる方策を講じます。
	本は伏坂に並する配慮	森林を伐採する際には、伐採区域を最小限にとどめます。また、工事に
	森林伐採に対する配慮 	より発生した裸地は植生の回復を図ります。
一下市の	小動物の移動経路の確保	ダム洪水調節地外に建設される工事用道路を対象に、緩傾斜型側溝及び
工事の		ボックスカルバートの設置、付替水路の落差工箇所に石積みを設置する
実施		など、小動物の移動経路を確保します。
	生息環境の撹乱の抑制	ダム堤体の出現及び工事用仮橋の設置により、現況よりも中型哺乳類が
		白川の左右岸の間を往来しやすくなり、攪乱が生じる可能性があります。
		そのため、白川の左右岸の間を中型哺乳類が往来しにくい状態を維持で
		きるよう、ダム堤体及び白川の左右岸を跨ぐ工事用仮橋においては、中
		型哺乳類の侵入を阻害できる設備の設置を行います。
	工事関係者への周知	環境保全について、工事関係者への周知を図ります。
	理培训组の中佐	対象事業実施区域を定期的に巡視し、工事箇所において環境に十分配慮
	環境巡視の実施 	しながら工事を行っているかの監視及び指導を行います。

(7) 評価の結果

動物については、動物の重要な種及び注目すべき生息地について調査、予測を実施し、その結果、影響があると予測された哺乳類1種および陸産貝類3種の重要な種について、環境保全措置の検討を行いました。

なお、環境への配慮として、騒音・振動の影響の抑制、視覚に対する配慮、森林 伐採に対する配慮、小動物の移動経路の確保、生育・生息環境の撹乱の抑制、工事 関係者への周知、環境巡視等を実施します。

これにより、動物に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されると考えられます。